

平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針（抜粋）

平成 30 年 12 月 25 日
閣 議 決 定

6 義務付け・枠付けの見直し等

【厚生労働省】

(3) 児童福祉法（昭和 22 法 164）

- (i) 放課後児童健全育成事業（6 条の 3 第 2 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 法 65）59 条 5 号）に従事する者及びその員数（34 条の 8 の 2 第 2 項）に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。なお、施行後 3 年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：文部科学省）

【参考】

○児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抄）

第 34 条の 8 の 2 （略）

2 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

3 （略）

○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）（抄）

第 10 条 （略）

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに 2 人以上とする。（略）

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

（各号略）

4・5 （略）